

◎更生保護法

(平成一九年六月一五日法律第八八号)

一、提案理由 (平成一九年四月二五日・衆議院法務委員会)

○長勢国務大臣 更生保護法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

更生保護は、犯罪をした者及び非行のある少年を実社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者が自立し改善更生することを助け、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とするものですが、近時、社会及び犯罪の情勢が変化する中で、更生保護はその目的を十分に果たせていないとの指摘がされております。また、更生保護に係る法体系について、国民にわかりやすい制度となるよう関係法律の整備、統合に努めるべきとの指摘がされております。

そこで、この法律案は、更生保護の基本的な事項に関し、関係法律の統合及び所要の法整備を行い、更生保護の機能を充実強化しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理統合であります。

更生保護に関する基本的な法律は、昭和二十四年に制定された犯罪者予防更生法及び昭和二十九年に制定された執行猶予者保護観察法に分かれていますが、両法律の内容を整理統合して新たな法律とするとともに、更生保護の目的を明確化します。

第二は、保護観察における遵守事項の整理及び充実であります。

遵守事項は、現行法と同じく、これに違反したときに仮釈放の取り消し等の措置をとることのできる規範であって、保護観察対象者に対する指導監督の中核となるものとして位置づけます。

そのうち、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項については、保護観察官または保護司の指導監督を誠実に受けること等の保護観察対象者が当然守るべき事項でありながら現行法では明記されていないものを加える一方、現行法に規定されている事項のうち、必ずしもすべての保護観察対象者に義務づける必要のないものを除いております。

また、保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項については、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の一定の事項について、特に必要と認められる範囲内で具体的に定めることとするとともに、保護観察を一層弾力的なものとするため、必要に応じて変更することができるものとし、また、必要がなくなったときは取り消すものとしております。

第三は、社会復帰のための環境調整の充実であります。

受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行うものとしております。

第四は、犯罪被害者等に関する制度の導入であります。

仮釈放または仮退院の審理において犯罪被害者等から意見等を聴取する制度及び犯罪

被害者等の心情等を保護観察対象者に伝える制度を導入することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成一九年五月八日）

○七条明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、更生保護の機能を充実強化するため、所要の法整備を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理統合して新たな法律とするとともに、更生保護の目的を明確化しております。

第二に、保護観察における一般遵守事項及び特別遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとしております。

第三に、受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行おうとするものであります。

第四に、仮釈放の審理において犯罪被害者等から意見を聴取する制度、及び犯罪被害者等の心情を保護観察対象者に伝える制度を導入することとしております。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、二十五日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十七日参考人から意見を聴取し、質疑を終局し、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（平成一九年六月八日）

○山下栄一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、あわせて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、更生保護の目的、更生保護における国の責務の果たし方、仮釈放の審理及び仮釈放許可基準の在り方、遵守事項の定め方及び不良措置適用の在り方、保護観察体制の強化、更生保護に対する国民の理解の促進等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月七日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法の運用に当たっては、対象者の改善更生が再犯防止と一体のものとして行われるよう関係機関に周知徹底を図ること。また、更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、その充実強化を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- 二 更生保護の一層の充実を図るため、他の刑事司法機関との連携を強化し、情報の共有化に努めること。また、定住支援、就労支援などの自立更生支援の実効性を一層高めるため、社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化を図ること。
- 三 地方更生保護委員会の委員の任命に当たっては、積極的に民間人、特に、法律、精神医学、社会福祉等の専門家等のうちから男女のバランスにも考慮して登用するよう努めること。
- 四 仮釈放等の判断が適切に行われるよう仮釈放許可基準の見直し等を進め、その審理に当たっては、被害者等の意見が適切に反映されるとともに、そのことによって仮釈放等がいたずらに消極化しないよう十分に配慮すること。また、受刑者本人の仮釈放等への関与の機会の拡大や仮釈放等取消措置前の告知聴聞の機会の保障について引き続き検討を進めること。
- 五 実効性の高い保護観察を実施するために、特に、保護観察官の専門性の一層の強化及び大幅増員、保護観察所運営の改善に努めるとともに、保護司の待遇改善、新たな適任者の確保など保護司制度の一層の充実に努め、保護観察体制の着実な強化を図ること。
- 六 特別遵守事項の設定に当たっては、当該対象者の状況を十分に踏まえた現実に達成可能なものとするよう配慮するとともに、その違反を機械的に不良措置に結び付けることがないように、適正に運用すること。
- 七 満期釈放者や更生保護施設への入所を断られた者等への支援措置の在り方について、引き続き調査・研究を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 保護観察対象者の改善更生を図る上で、更生保護施設の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることにかんがみ、十分な財政措置を含む支援を一層強化するとともに、公的な更生保護施設の設置・運営について調査・研究を進めること。

右決議する。